

# 解体工事協定書

横浜市神奈川区大口通\_\_\_\_番地\_\_\_\_に於いて施工する解体工事（以下「本工事」という）に関し、大口通商店街協同組合（以下「甲」という）と施工会社 \_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、下記のとおり協定する。

## 第1条（基本精神）

乙は、甲が本工事直近に居住していることを理解し、工事による迷惑を最小限にとどめる防護対策、工法等に配慮を期すと共に安全確実な施工に努めることを確約し、これに基づき甲と乙は互いに信義・誠実・互譲の精神を持って、円満な関係を保持するよう努めるものとする。

## 第2条（解体工事の概要）

本工事の概要は次のとおりとする。

場 所	横浜市神奈川区大口通____番地____
構 造	_____ 階建て
床面積の合計	_____ m <sup>2</sup>

## 第3条（予定工期・作業時間）

- (1) 工事の予定期間は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日迄とし、乙は上記に基づく基本工程表を甲に提出するものとする。
- (2) 上記期間内に工事が完了しない場合、乙は甲に事前に報告するものとする。
- (3) 工事の作業時間は、午前8時より午後6時までとし、原則として、日曜・祝祭日は作業を行わないものとする。
- (4) やむを得ない事由により時間の変更・休日作業を行う場合については、あらかじめ甲に連絡するものとする。

## 第4条（騒音・振動・粉塵対策）

- (1) 乙は、本工事に用いる機械装置・運搬車・工具等の使用にあたり、関係法令で定められた規制基準を守ると共に、騒音・振動の発生抑制のため、工法の選定、使用方法について十分留意し、その軽減に最大限の配慮をするものとする。
- (2) 乙は、近隣への工事中の粉塵飛散を防止するよう養生と散水を行い、騒音・粉塵の軽減に努めるものとする。

## 第5条（近隣店舗や歩行者への配慮）

- (1) 乙は本工事に際し、歩行者の安全に最大限留意するものとする。
- (2) 乙は本工事に際し、現場周囲でみだりに喫煙や飲食をしないものとする。

第6条（工事車両について）

- (1) 乙は商店街の車両通行止めの時間帯（15時～18時）、工事車両を商店街内で通行させないものとする。
- (2) 乙は工事車両を商店街内にみだりに駐車しないものとする。

第7条（商店街設備アーケード等）

- (1) 本工事に於けるアーケードの解体ならびに切断等は、認めないものとする。
- (2) 乙は本工事に伴い空いてしまったアーケード裏の雨仕舞を行うものとする。

第8条（補償等）

乙は、本工事に起因して、万一甲の建物及びその付属物に損傷を与えた場合には、乙は甲と協議し責任をもって修理又は損傷を賠償するものとする。

第9条（定めなき事項）

本協定に定めなき事項について問題が生じた場合には、甲、乙は互いに誠意を持って法令、判例を遵守し、協議善処するものとする。

年 月 日

甲（商店街代表）

住 所

役職・氏名

乙（解体施工会社）

住 所

役職・氏名

Ⓜ